

令和6・7年度 糸魚川市建設工事入札参加資格審査申請書
提出書類等チェック表

申請者（商号又は名称）	株式会社糸魚川建設			
登録区分 ※記入しないでください	市内 ・ 県内 ・ 県外		市内 ・ 県内 ・ 県外	
業者コード ※記入しないでください	本店		支店 営業所	

申請書、申出書及び添付書類	市内 建設業者	市外 建設業者	申請者 チェック欄	受付者 チェック欄	不足書類	受付者 再チェック欄
① 提出書類等チェック表	◎	◎	✓			
② 建設工事入札参加資格審査申請書【様式第1号】	◎	◎	✓			
③ 営業所（主たる営業所を除く）一覧表【様式第2号】	△	△	✓			
④ 委任状	△	△	✓			
⑤ 建設業許可申請書別紙2（営業所一覧表）の写し	△	△				
⑥ 技術職員数等に関する書類【様式第3号】	◎	◎	✓			
⑦ 舗装機械の所有状況に関する書類【様式第4号】	△	△	✓			
⑧ 技術職員数一覧【様式第5号】	△	△	✓			
⑨ 暴力団排除に関する誓約書【様式第6号】	◎	◎	✓			
⑩ 総合評定値通知書の写し	◎	◎	✓			
⑪ 工事種類別完成工事高の写し（経審別紙一）	◎	◎	✓			
⑫ 雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入の届出を行ったことを確認することができる書類の写し	△	△				
⑬ 適用除外申告書【様式第14号】等	△	△				
⑭-1 建設業以外の新分野に進出していることを証する書類	△	△				
⑭-2 障害者雇用状況報告書の写し等	△	△				
⑭-3 ハッピー・パートナー企業登録証の写し等	△	△				
⑭-4 消防団協力事業所認定状況確認書	△	×	✓			
⑭-5 インターンシップ等の受け入れに関する証明書【様式第15号】	△	×	✓			
⑭-6 健康づくりの取組の推進状況を証する書類	△	△				
⑭-7 建設キャリアアップシステムの取組状況を証する書類	△	△				
⑭-8 協力雇用主としての登録に関する証明書	△	△				
⑭-9 若年者雇用状況申告書等【様式第16号】	△	×				
⑭-10 Made in新潟新技術普及・活用制度による登録通知書又は結果通知書の写し	△	△				
⑮ 糸魚川市の納税証明書又は市税納税状況確認承諾書	◎	△	✓			
⑯ 新潟県の納税証明書	◎	△	✓			
⑰ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書	◎	◎	✓			
⑱ 資本関係・人的関係に関する調書	◎	×				
⑲ 糸魚川市指定ガス供給施設工事事業者承認証及び糸魚川市指定給水装置工事事業者証の写し	△	△	✓			

※ 申請者は太枠のみ記入し、提出する書類には✓を入れてください。

※ ◎は必ず提出、△は該当する場合に提出してください。なお、×は提出不要です。

受付印

受付	入力	審査

なお、

令和 5 年 12 月 20 日

申請者

記入不要です。

法人の場合は、商号又は
名称及び代表者の氏名

株式会社糸魚川建設
代表取締役 糸魚川 太郎

記載担当者
部署・氏名 総務部 糸魚川 花子
電話番号 025-552-****
FAX番号 025-552-****
Mail itoigawakensetu@niigata.ne.jp

フリガナ

フリガナ

商 号 又 は 名 称		株式会社糸魚川建設				
代表者の役職・氏名		代表取締役		糸魚川 太郎		
主たる営業所	市区町村・大字コード	記入不要です。				
	都 道 府 県 ・ 市 区 郡 町 村 名	新潟県糸魚川市				
	所 在 地	一の宮1-2-5				
	郵便番号	941	—	8501	・ビルの名称等は記入しない。 ・「丁目」「番地」等は「- (ハイフン)」により記入	
	電話番号	025	—	552	—	1511
F A X 番号	025	—	552	—	1090	
		電子メールアドレス itoigawakensetu@niigata.ne.jp				

電子メールアドレス

itoigawakensetu@niigata.ne.jp

・――線内は記入しないでください。

主観的に該当有りの場合は「1」等、
無しの場合は「0」を記入
※該当要件の詳細は申請要領本文を参照

有:1
無:0

※男女共同参画推進状況①及び②について1～3を選ぶ場合は、新潟県のハッピー・パートナー企業であること

新分野 進出状況	0	有:1 無:0	障害者 雇用状況	1	有:1 無:0	男女共同参画 推進状況①	2	行動計画(次世代法)策定有 :1 女性技術者雇用有 :2 両方該当有 :3 該当無 :0	男女共同参画 推進状況②	2	行動計画(女性活躍法)策定有 :1 有給休暇制度整備有 :2 両方該当有 :3 該当無 :0	消防団協力事業 所認定状況	1	有:1 無:0
就業体験 等の機会 の提供状 況	0	有:1 無:0	健康づくり の取組の 推進状況	0	有:1 無:0	建設キャリアアップシ ステムの取組状況及び協 力雇用主の登録状況	1	キャリアアップシステム取組者 :1 協力雇用主登録有 :2 両方該当有 :3 両方無 :0	若年者 雇用 状況	0	技術者・技能労働者雇用有 :1 1以外(事務職員等)雇用有 :2 該当無 :0	Made in 新潟新 技術普及・活用 制度の登録・活 用状況	3	新規登録有 :1 活用評価有 :2 両方該当有 :3 該当無 :0

土木一式、建築一式、電気、管、舗装
に入札参加する場合は、技術者要件の
最低ランクを満たしている必要有り。

建設工事の種類

・入札参加を希望する業種のみ「1」を記入。（業種追加の場合も同様に、追加を希望する業種のみ記入し、既に入札参加を認められている業種は記入不要）

・入札参加を希望する業種は全て、事業年度の開始の日の直前過去3年に完成工事高が必要。

様式第2号

営業所(主たる営業所を除く)一覧表(兼入力票)

入札整理番号

一般建設業許可を受けている業種 → 「1」
特定建設業許可を受けている業種 → 「2」

項 番			建設業の許可を受けている業種	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	しゅ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
A	0	4		2	2			2				2				2											2	2		2		

営業所番号

0 1

営業所の名称		能生支店										営業所の名称のみ記入。											
営業所の代表者の役職・氏名		支店長										能生 次郎										氏名フリガナ(半角) ノジロウ	
営業所の所在地	都道府県・市区郡町村名	新潟県糸魚川市																					
	所在地	大字能生1941-2																					
	市区町村・大字コード																						
連絡方法	郵便番号	949		-		1352																	
	電話番号	025		-		566		-		3111													
	FAX番号	025		-		566		-		4286													
																						電子メールアドレス itoigawakensetu-nou@niigata.ne.jp	

※糸魚川市との建設工事請負契約締結権限を支店に委任しない場合は不要です。

- ・様式第1号(申請書)と同様に記載。
 - ・契約締結権限のある営業所を申請する場合に記入。
 - ・該当がある場合は、建設業許可申請書別紙2の写しの添付が必要。

様式第3号

技術職員数等に関する書類(兼)

入札整理番号

- ・総合評定通知書に記載されている、級別の技術職員数を転記。
(入札参加を希望する業種のみ記載)
- ・業種追加の場合は、業種追加する申請業種の転記。

【補正ありの場合記入】

業種別の「補正後技術職員数」欄の人数は、「技術職員数一覧【様式第5号】」に記載の級別技術職員数の人数と一致させる。

※経審において「その他」に区分される技術職員が、市の取り扱いでは「2級」に区分されるものがあります。

1 土木一式、建築一式、電気、管、舗装工事の技術職員数

項 番	区 分	コード	総合評定値通知書の技術職員数※2			コード	補正後技術職員数※3	
			補正 ※1	1級	2級		1級	2級
A 0 4	土 木 一 式	A1	1	6	10	B1	7	11
	建 築 一 式	A2	0	5	8	B2		
	電 気	A3				B3		
	管	A4	1	2	3	B4	2	5
	舗 装	A5	1	6	2	B5	7	11

入札参加申請しない業種の欄には何も記入しない。

入札参加を希望する業種は、補正の有無に関わらず「0」又は「1」を必ず記入。
※経審の審査基準日以降に、技術職員の追加や資格等に変動があった場合については補正の対象となりません。

※3 この欄は※1「補正」欄が「1」の場合に、補正後の技術職員数を記入します。
この欄に記入した場合は「技術職員数一覧」(様式第5号)の提出と、経営事項審査申請を行った時の「技術職員名簿」及び資格者証等の提出が必要です。

項 番	区 分	コード	1級舗装施工管理技術者数
A 0 9	1級舗装施工管理技術者	A8	2

【1級舗装施工管理技術者欄が「1」以上の場合】に記載
→ 資格者証の写し及びその者が雇用されていることを証する書類等の提示が必要(2名以上の場合は、1名以上の資格者証の写し及び書類等を提示)
※舗装工事のA級業者の要件として、1級舗装施工管理技術者を1人以上雇用している必要があります。

項 番	労働福祉の状況	
A 0 5	建退共等加入の有無	1 (無:0 有:1)
	建防災協会加入の有無	1 (無:0 有:1)

【「1」の場合】
→ 加入証明書等を提示(ただし、総合評定通知書において確認できれば、提示の必要なし。)
※自社退職金制度は認められません。

【「1」の場合】
→ 加入証明書又は当年度の年会費の領収書等を提示

舗装機械の所有状況に関する書類

入札整理番号			
		—	

項 番		
A	0	9

営業所番号		
0	0	●

申請者(商号又は名称)
株式会社糸魚川建設能生支店

●この申出書は、舗装工事の入札参加を希望する方で、資格審査申請日現在において舗装機械(アスファルトフィニッシャー)を所有(又は所有に準じる状況※1) している方のみ提出してください。

●この申出書は、本社、支社毎に記載してください。

「舗装」申請者のみ記載

※ 申請日現在において、所有(又は所有に準じる状況(リース、レンタル、賃借等)を含む) している方のみ提出してください。

1 舗装機械の所有台数

1	0
---	---

 台

本店は「00」と記入してください。
支店は「01」と記入してください。

2 舗装機械の種類

コード

2

製造番号
ABC-0001

(複数所有の場合代表的なもの)

1. クローラ型1.6～3.0m
2. 全自動・ホイール型2.4～5.0m
3. 全自動・ホイール型3.0～8.5m
4. その他

(その他の内容

--

)

3 所有・所有に準じる状況の別※1

1	1. 所有 2. リース 3. レンタル 4. 賃貸借 5. その他

※1:所有に準じる状況とは、左記2～5をいいます。

4 所有(保管)場所

2	1	6
---	---	---

糸魚川市内に保管している場合は 2 1 6、市外に保管している場合は 9 0 0 を記入してください。

5 所有等の開始時期(複数台所有の場合は、最も早い時期を記入してください。)

年号

2

2	1
---	---

 年

	4
--	---

 月

1. 昭 和
2. 平 成
3. 令 和

6 所有等の終了予定時期(複数台所有の場合は、最も先の時期を記入してください。)

年号

3

	4
--	---

 年

	3
--	---

 月

1. 昭 和
2. 平 成
3. 令 和

注) 上記「3所有・所有に準じる状況の別」欄に、「1」を記入した場合は減価償却終了予定年月「2」～「5」を記入した場合はその終了予定年月を記入してください。

入札整理番号

技術職員数一覧（1枚目）

「技術職員等に関する書類【様式第3号】」の補正欄に「1」（補正あり）を記入した業者のみ、記入してください。

1 「土木」技術職員数

資 格					人数	市での対応する級区分 (※は「総合評定値通知書」では「その他」又は「監理補佐」技術職員に区分されているもの)
※経営事項審査において「その他」又は「監理補佐」に区分される技術職員が、市の取り扱いでは「2級」に区分されるものがあります。						
建設業法	1 級 建 設 機 械 施 工 技 士	1 1 1	—			1級技術職員
	1 級 建 設 機 械 施 工 技 士 補	0 0 5	—			※ 2級技術職員
	2 級	様式第3号に記載する「補正後技術職員数」と一致させる。				2級技術職員
	1 級 土 木 施 工 管 理 技 士	1 1 3	—		7	1級技術職員
	1 級 土 木 施 工 管 理 技 士 補	0 0 5	—			※ 2級技術職員
	2 級 土 木 施 工 管 理 技 士（土木）	2 1 4	—		11	2級技術職員
技術士法	建 設 ・ 総 合 技 術 監 理（建設）	1 4 1	—			1級技術職員
	【注意事項】 1. 1人の技術職員が2以上の資格を有する場合、その資格ごとにそれぞれ1人としてカウントしますが、記入対象となる技術職員及び資格は、経営事項審査の申請を行った時の「技術職員名簿」に記載された職員及びその時点で保有している資格に限ります。 2. 審査基準日以降の職員の追加及び資格の取得等の変更は認められません。 3. 業種別の「市での対応する級区分」級別の合計人数は、「技術職員数等に関する書類（様式第3号）」に記載されている業種の「補正後技術職員数」欄の級別の記載人数と一致していることが必要です。 4. 経営事項審査において「その他」又は「監理補佐」に区分される技術職員が、市の取り扱いでは「2級」に区分されるものがあります。					1級技術職員
						1級技術職員
						1級技術職員
						1級技術職員

2 「建築」技術職員数

資 格 名				人 数	市での対応する級区分 (※は「総合評定値通知書」では「その他」又は「監理補佐」技術職員に区分されているもの)
		経審 コード	実務 経験		
建設業法	1 級 建 築 施 工 管 理 技 士		1 2 0	—	1級技術職員
	1 級 建 築 施 工 管 理 技 士 補		0 0 5	—	(※ 2級技術職員)
	2 級 建 築 施 工 管 理 技 士 (建 築)		2 2 1	—	2級技術職員
建築士法	1 級 建 築 士		1 3 7	—	1級技術職員
	2 級 建 築 士		2 3 8	—	2級技術職員

入札整理番号

技 術 職 員 数 一 覧 （ 2 枚 目 ）

「技術職員等に関する書類【様式第3号】」の補正欄に「1」（補正あり）を記入した業者のみ、記入してください。

3 「電気」技術職員数

資 格 名				人 数	市での対応する級区分 (※は「総合評定値通知書」では「その他」又は「監理補佐」技術職員に区分されているもの)
※経営事項審査において「その他」又は「監理補佐」に区分される技術職員が、市の取り扱いでは「2級」に区分されるものがあります。				※	
建設業法	1 級 電 気 工 事 施 工 管 理 技 士	1 2 7	—		1級技術職員
	1 級 電 気 工 事 施 工 管 理 技 士 補	0 0 5	—		※ 2級技術職員
	2 級 電 気 工 事 施 工 管 理 技 士	2 2 8	—		2級技術職員
技術	建 設 ・ 総 合 技 術 監 理 （ 建 設 ）	1 4 1	—		1級技術職員
	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理	1 4 2	—		1級技術職員
【注意事項】 1. 1人の技術職員が2以上の資格を有する場合、その資格ごとにそれぞれ1人としてカウントしますが、記入対象となる技術職員及び資格は、経営事項審査の申請を行った時の「技術職員名簿」に記載された職員及びその時点で保有している資格に限ります。 2. 審査基準日以降の職員の追加及び資格の取得等の変更は認められません。 3. 業種別の「市での対応する級区分」の級別の合計人数は、「技術職員数等に関する（様式第3号）」に記載されている業種の「補正後技術職員数」欄の級別の記載人数と一致していることが必要です。 4. 経営事項審査において「その他」又は「監理補佐」に区分される技術職員が、市の取り扱いでは「2級」に区分されるものがあります。					1級技術職員
					2級技術職員
					※ 2級技術職員
					※ 2級技術職員
					※ 2級技術職員
					※ 2級技術職員

4 「管」技術職員数

資 格 名				人 数	市での対応する級区分 (※は「総合評定値通知書」では「その他」又は「監理補佐」技術職員に区分されているもの)
				経審コード	実務経験
建設業法	1 級 管 工 事 施 工 管 理 技 士	1 2 9	—	2	1級技術職員
	1 級 管 工 事 施 工 管 理 技 士 補	0 0 5	—	3	※ 2級技術職員
	2 級 管 工 事 施 工 管 理 技 士	2 3 0	—		2級技術職員
技術士法	機 械 「 流 体 工 学 」 又 は 「 熱 工 学 」 ・ 総 合 技 術 監 理 （ 機 械 「 流 体 工 学 」 又 は 「 熱 工 学 」 ）	1 4 6	—		1級技術職員
	上 下 水 道 ・ 総 合 技 術 監 理 （ 上 下 水 道 ）	1 4 7	—		1級技術職員
	上 下 水 道 「 上 水 道 及 び 工 業 用 水 道 」 ・ 総 合 技 術 監 理 （ 上 下 水 道 「 上 水 道 及 び 工 業 用 水 道 」 ）	1 4 8	—		1級技術職員
	衛 生 工 学 ・ 総 合 技 術 監 理 （ 衛 生 工 学 ）	1 5 2	—		1級技術職員
	衛 生 工 学 「 水 質 管 理 」 ・ 総 合 技 術 監 理 （ 衛 生 工 学 「 水 質 管 理 」 ）	1 5 3	—		1級技術職員
	衛 生 工 学 「 廃 棄 物 管 理 」 ・ 総 合 技 術 監 理 （ 衛 生 工 学 「 廃 棄 物 管 理 」 ）	1 5 4	—		1級技術職員
水道法	給 水 装 置 工 事 主 任 技 術 者	2 6 5	[1年]	2	※ 2級技術職員
職業能力開発促進法	冷 凍 空 気 調 和 機 器 施 工 ・ 空 気 調 和 設 備 配 管 （ 1 級 ）	1 7 4	—		2級技術職員
	冷 凍 空 気 調 和 機 器 施 工 ・ 空 気 調 和 設 備 配 管 （ 2 級 ）	2 7 4	*[3年]		※ 2級技術職員
	給 排 水 衛 生 設 備 配 管 （ 1 級 ）	1 7 5	—		2級技術職員
	給 排 水 衛 生 設 備 配 管 （ 2 級 ）	2 7 5	*[3年]		※ 2級技術職員
	配 管 ・ 配 管 工 （ 1 級 ）	1 7 6	—		2級技術職員
	配 管 ・ 配 管 工 （ 2 級 ）	2 7 6	*[3年]		※ 2級技術職員
	建 築 板 金 「 ダ ク ト 板 金 作 業 」 （ 1 級 ）	1 7 0	—		2級技術職員
	建 築 板 金 「 ダ ク ト 板 金 作 業 」 （ 2 級 ）	2 7 0	*[3年]		※ 2級技術職員
	建 築 設 備 士	0 6 2	[1年]		※ 2級技術職員
	計 装	0 6 3	[1年]		※ 2級技術職員

入札整理番号

技術職員数一覧（3枚目）

5 「舗装」技術職員数

「技術職員等に関する書類【様式第3号】」の補正欄に「1」（補正あり）を記入した業者のみ、記入してください。

資		※経営事項審査において「その他」又は「監理補佐」に区分される技術職員が、市の取り扱いでは「2級」に区分されるものがあります。			市での対応する級区分 (※は「総合評定値通知書」では「その他」又は「監理補佐」技術職員に区分されているもの)
建設業法	1 級 建 設 機 械 施 工 技 士	1 1 1	—		1級技術職員
	1 級 建 設 機 械 施 工 技 士 補	0 0 5	—		※ 2級技術職員
	2 級 建 設 機 械 施 工 技 士	2 1 2	—		2級技術職員
	1 級 土 木 施 工 管 理 技 士	1 1 3	—	7	1級技術職員
	1 級 土 木 施 工 管 理 技 士 補	0 0 5	—		※ 2級技術職員
	2 級 土 木 施 工 管 理 技 士（土木）	2 1 4	—	11	2級技術職員
技術士法	建 設 ・ 総 合 技 術 監 理（建設）	1 4 1	—		1級技術職員
	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	1 4 2	—		1級技術職員

【注意事項】

1. 1人の技術職員が2以上の資格を有する場合、その資格ごとにそれぞれ1人としてカウントしますが、記入対象となる技術職員及び資格は、経営事項審査の申請を行った時の「技術職員名簿」に記載された職員及びその時点で保有している資格に限ります。

2. 審査基準日以降の職員の追加及び資格の取得等の変更は認められません。

3. 業種別の「市での対応する級区分」の級別の合計人数は、「技術職員数等に関する（様式第3号）」に記載されている業種の「補正後技術職員数」欄の級別の記載人数と一致していることが必要です。

4. 経営事項審査において「その他」又は「監理補佐」に区分される技術職員が、市の取り扱いでは「2級」に区分されるものがあります。